

不発弾爆発事故及び処理等に関する意見書

沖縄県は、先の大戦において「鉄の暴風」とも言われた米軍による艦砲射撃、爆撃機による空襲、激しい地上戦が展開され、今なお、大量の不発弾が残り、完全撤去まで80年余もかかると言われている。

去る1月14日に糸満市小波蔵の水道管敷設工事現場において、米国製250キロ爆弾による不発弾爆発事故が発生し、重機で掘削作業中の建設作業員が重傷を負い、近くの特別養護老人ホームも爆風により窓ガラス等も破損し、施設入所者が負傷した。

不発弾爆発事故は、これまでも県下各地で発生しており、またしても不発弾爆発事故の惨事が発生し、不発弾があるが故の爆発事故であり、戦後63年を経過した今日でも県民の生命や平穏な生活が『戦争による負の遺産』に脅かされている現実にある。

このような事態は、去る沖縄戦の戦後処理がいまだに不十分であることが原因であり、沖縄戦の遺物である不発弾の処理は、戦後処理の一環として県民の生命、財産を守る観点からも国の全面的責任において早急を実施すべきである。

よって、本議会は、不発弾処理を国の戦後処理事業として位置づけ、下記事項について適切な措置を早急に講ずるよう強く要請する。

記

1. 沖縄県における不発弾処理は、公共・民間を問わず、磁気探査を含め国の全面的な責任において実施すること。
2. 事故の再発防止対策を早急に講ずるとともに、不発弾の実態調査を実施し早期に完全処理すること。
3. 不発弾爆発事故の被災者に対し、国の責任において速やかに補償を行うとともに早急に補償制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月3日
沖縄県読谷村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 防衛大臣
内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣